小平市建築基準法施行細則第１４条の規定による調査の項目等の一部改正新旧対照表

＜該当条項抜粋＞

新

小平市建築基準法施行細則（令和2年小平市規則第26号。以下「規則」という。）第14条第1項及び第2項の規定に基づき、市長が別に定める調査の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定め＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿る。

別表

		ア　調査項目		イ　調査方法	ウ　判定基準
1から3まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
4　建築物の内部	(1)から(34)まで	（略）	（略）	（略）	（略）
	(35)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。
	(36)		防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状	目視により確認する。	防火設備又は戸の閉鎖に支障があること。

旧

小平市建築基準法施行細則（令和2年小平市規則第26号。以下「規則」という。）第14条第1項及び第2項の規定に基づき、市長が別に定める調査の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

別表

		ア　調査項目		イ　調査方法	ウ　判定基準
1から3まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
4　建築物の内部	(1)から(34)まで	（略）	（略）	（略）	（略）
	(35)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。
	(36)		防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状	目視により確認する。	防火設備又は戸の閉鎖に支障があること。

		況		
(37)	警報設備	警報設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づく点検(以下「消防法に基づく点検」という。)の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第110条の5の規定に適合しないこと。
(38)		警報設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	警報設備に著しい腐食、変形、損傷等があること。
(39)	居室の採光及び換気	(略)	(略)	(略)
(40)		(略)	(略)	(略)
(41)		(略)	(略)	(略)
(42)		(略)	(略)	(略)
(43)		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、３年以内に実施した法第１２条第３項の規定に基づく検査（以下「定期検査」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	(略)
(44)		(略)	(略)	(略)
(45)	(略)	(略)	(略)	(略)

		況		
(37)	居室の採光及び換気	(略)	(略)	(略)
(38)		(略)	(略)	(略)
(39)		(略)	(略)	(略)
(40)		(略)	(略)	(略)
(41)		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、３年以内に実施した法第１２条第３項の規定に基づく検査（以下「定期検査」という。）等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	(略)
(42)		(略)	(略)	(略)
(43)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(46)		(略)	(略)	(略)
	(47)		(略)	(略)	(略)
	(48)		(略)	(略)	(略)
5 避難施設等	(1)から(12)まで	(略)	(略)	(略)	(略)
	(13)から(20)まで	階段 (略)	(略)	(略)	(略)
	(21)及び(22)	特別避難階段	(略)	(略)	(略)
	(23)		付室等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、３年以内に実施した定期検査　の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
	(24)及び(25)		(略)	(略)	(略)
	(26)及び(27)	排煙設備等 防煙壁	(略)	(略)	(略)
	(28)		可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、３年以内に実施した定期検査　の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	(略)
	(29)	排	(略)	(略)	(略)

	(44)		(略)	(略)	(略)
	(45)		(略)	(略)	(略)
	(46)		(略)	(略)	(略)
5 避難施設等	(1)から(12)まで	(略)	(略)	(略)	(略)
	(13)から(20)まで	階段 (略)	(略)	(略)	(略)
	(21)及び(22)	特別避難階段	(略)	(略)	(略)
	(23)		付室等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、３年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
	(24)及び(25)		(略)	(略)	(略)
	(26)及び(27)	排煙設備等 防煙壁	(略)	(略)	(略)
	(28)		可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、３年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	(略)
	(29)	排	(略)	(略)	(略)

(30)		煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、３年以内に実施した定期検査　の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
(31)			（略）	（略）	（略）
(32)及び(33)	その他の設備等	（略）	（略）	（略）	（略）
(34)及び(35)		非常用エレベーター	（略）	（略）	（略）
(36)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、３年以内に実施した定期検査　の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	（略）
(37)及び(38)			（略）	（略）	（略）
(39)			非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、３年以内に実施した定期検査　の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	（略）
(40)		非常用の照明	（略）	（略）	（略）
(41)			非常用の照明装置の作動の	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、３年以内に実施した定期検査	（略）

(30)		煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、３年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
(31)			（略）	（略）	（略）
(32)及び(33)	その他の設備等	（略）	（略）	（略）	（略）
(34)及び(35)		非常用エレベーター	（略）	（略）	（略）
(36)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、３年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	（略）
(37)及び(38)			（略）	（略）	（略）
(39)			非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、３年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	（略）
(40)		非常用の照明	（略）	（略）	（略）
(41)			非常用の照明装置の作動の	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、３年以内に実施した定期検査	（略）

			装置	状況	__の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
	(42)			(略)	(略)	(略)
6　その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記様式(第12条関係)

その1及びその2　(略)

その3　別紙

その4　別紙

その5及びその6　(略)

別添1　別紙

別添2　(略)

			装置	状況	等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
	(42)			(略)	(略)	(略)
6　その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記様式(第12条関係)

その1及びその2　(略)

その3　別紙

その4　別紙

その5及びその6　(略)

別添1　別紙

別添2　(略)